

米国の綿・人造繊維下着輸入制限パネル及び上級委員会報告

(WT/DS24/R, パネル報告提出日:1996年11月8日, 採択日:1997年2月25日)

(WT/DS24/AB/R, 上級委員会報告提出日:1997年2月10日, 採択日:1997年2月25日)

【事実の概要】

1995年初頭、米国繊維協定実施委員会（CITA）は、綿および人造繊維下着の輸入量に関する資料を審査し、当該産品を製造している国内産業の状況を検討した。その結果、CITAは、米国下着産業に重大な損害が発生またはそのおそれがあると判断し、重大な損害またはそのおそれの原因は、コスタリカなど6カ国からの輸入と特定された。この時期、米国の産業は、米国で裁断された材料を海外で縫製し、再輸入するという方法（807貿易）にシフトしており、こうした再輸入製品については関税の控除が認められていた。コスタリカからの輸入の多くは、この807貿易であった。

この判断に基づき、米国は、1995年3月27日、コスタリカに対し、繊維協定（ATC）6条に基づく経過的セーフガード措置の実施のために協議を申し入れ、事実に関する情報を提供した。同年4月21日には、6条8項に従った制限のレベルと期間を公表した。協議は、6月1-2日に行われたが合意に達することができず、その後米国は、6月22日、7月10日および7月12日にそれぞれ新たな提案を行っている。

6月23日に、米国は、ATC 6条10項に基づき、3月27日に始まる1年の期間で一方的措置を実施し、繊維・繊維製品監視機関（TMB）に問題を付託した。審査の結果、TMBは、重大な損害の存在は否定したが、そのおそれの存在についてはコンセンサスが得られなかったとして、さらに協議を継続するよう勧告した。勧告にしたがって、8月16-17日、11月22日に協議が行われたが、合意に達することができなかった。

1995年12月22日、コスタリカは、ATC 4条、紛争処理了解（DSU）の関連規定、1994年のGATT 23条に基づく協議を米国政府に求めた。協議は、1996年1月18日、2月1日に行われたが、合意が成立せず、同年2月22日、コスタリカはDSBにパネルの設置を要請し、3月5日パネルが設置された。

パネルは、11月8日に報告を提出したが、パネル報告を不服としたコスタリカは、上級委員会での審議を申し立て、1997年2月10日、上級委員会の報告が出された。

この事件における争点は以下の通りである。

- (1) 重大な損害またはそのおそれの立証の有無 (ATC 6 条 2 項および 4 項)。
- (2) 再輸入 (807 貿易) に対するより有利な待遇の有無 (ACT 6 条 6 項(d))。
- (3) 重大な損害の現実のおそれに関する協議の有無 (ACT 6 条 7 項および 10 項)。
- (4) 輸入規制の遡及的実施の可否 (ATC 6 条 10 項)。

さらに、以上の問題の検討にあたって、以下の点についても両当事国は対立した。

- (1) 本件に適用される審査基準：米国は「毛皮フェルト帽子事件」の適用を主張。
- (2) 立証責任：米国は、3 月 27 日に提供した情報で義務を果たしたと主張。
- (3) ATC の解釈：コスタリカは、例外措置であることを理由に狭く解釈すべきことを主張。
- (4) ATC 6 条の構造、特に 2 項と 4 項の関係。

【報告要旨】

A パネル報告

1. 一般的な解釈問題

i. 審査基準：ATC は、反ダンピング協定と異なり、審査基準の規定を有せず、また、DSU も特定の審査基準を要求する規定を有していない。DSU11 条は、客観的評価を規定しており、国内当局の判断を全面的に尊重することは、客観的評価とはならないと考える。

しかし、ここでの審査が、国内調査当局または TMB の手続きに代わるものであるとも考えない。反ダンピングおよび補助金・相殺関税に関する従来のパネル判断が示すように、新たな (de novo) 審査はパネルの任務ではない。ここでのパネルの任務は、CITA がすべての関連事実を検討したか否か、全体として事実がどのように決定を支えるのかを適切に説明しているか否か、そして米国の措置が米国の国際的義務つまり ATC に合致しているか否かを検討することである。(paras. 7.12-13)

ii. 立証責任：ATC の中心的要素は、2 条 1 項で通告された措置以外の新たな措置の禁止であり、6 条は、2 条 4 項の例外である。例外を主張する国が立証責任を負うことは、GATT の下でのパネルにおいて十分に確立された法原則である。(paras. 7.15-16)

iii. ATC の解釈：DSU 3 条 2 項は、国際法に従った解釈を規定しており、ウィーン条約法条約 31 条 1 項によれば、文脈により文言の通常の意味に従って、条約の対象および

目的に照らして誠実に解釈されなければならない。6条2項から4項の規定は、孤立したのではなくATC全体の文脈の中で解釈される。ATCの目的は繊維分野の1994年のGATTへの統合であって、経過的セーフガードの採用は例外的にのみ認められ、したがってATC6条は狭く解釈されなければならない。(paras. 7.18-21)

ATC6条の構造：ATC6条2項および4項は、重大な損害またはそのおそれの認定とそれが特定の締約国からの輸入によるとの認定の2段階を構成しており、6条2項単独では措置を執ることができない。(para. 7.23)

2. 調査当局の判断の審査

審査対象の範囲：セーフガード措置発動の際に手続きの基礎となったのは、3月声明であり、本パネルは、これに限って審査する。(TMBに対して提出された7月声明は、3月声明の正確さを検討するための証拠として考慮する。(para. 7.29)) コスタリカから協議中になされた米国の提案に関する情報が提出されているが、DSU4条6項は、協議は秘密であり、その後の手続きにおいて加盟国の権利を害しないと規定されている以上、その後の手続きにおいては何らの法的効果も有さず、したがって、そのような情報に基づく判断はしない。(paras. 7.26-27)

i. 重大な損害

- a. 概観：3月声明では、当該産業における企業数を395としているのに対して7月声明では302としているのは、3月声明の正確さと重大な損害が発生しているとの結論に重大な疑問を生じさせる。(para. 7.31)
- b. 生産量：米国の当該産業は、国内で一貫生産している生産者と海外縫製を導入している生産者に分類できるが、3月声明では、そのような分類がない。下着生産に関する一般的な統計は、重大な損害の立証には不十分である。限定的な統計と粗雑な分析のため、生産の減少と重大な損害の関係は不確定である。(paras. 7.33-34)
- c. 市場占有率：3月声明は、一般的な情報を含んでいるが、807貿易の程度を分析していないため、その信頼性が減少する。(para. 7.35)
- d. 雇用：同じ期間についての数字が3月声明と7月声明で異なっており、3月声明に含まれる情報の正確さに疑問が生じる。企業の陳述も2社のみで、そのうち損害を被っているのは1社だけであり、その疑問を解消しない。(para. 7.37)

- e. 延べ時間： 3月声明と7月声明の数字が異なる。
- f. 販売： 1社だけの情報では不十分。
- g. 利潤： 同上。
- h. 投資： 一般的な陳述では不十分。また不確定的・推定的な表現が見られる。投資に関する統計も分析も含まれていない。
- i. 操業度： 曖昧で統計も含まれていない。
- j. 価格： 3月声明と7月声明の数字が異なる。3月声明は、米国内の原料の価格上昇による利潤の低下を述べている。これは、米国産業の損害が輸入だけでなく原料の価格上昇にも原因があるということも可能であるが、この点に関する議論はない。(para. 7.44)

結論として、3月声明における情報は、いくつかの点で情報が7月声明と矛盾しており、また重大な損害を立証するのに不適切であるという二つの欠点がある。以上の欠点は、重大な損害の存在が立証されたかについて疑問を生じさせる。しかし、ATC6条3項は、これらの指標が十分かつ絶対的な判断基準とならないと規定しているので、この点に関する法的判断を差し控える。(para. 7.45)

ii. 因果関係

3月声明には、輸入によって損害が生じたという単なる表明以外に、6条2項で要求された因果関係に関する議論もしくは立証を見出せない。コスタリカの輸出の大部分(少なくとも94%)が807貿易であり、それにかかわる米国企業には利益となる。そうした貿易の性質と損害の因果関係について検討されていない。このような状況の下で、生産の減少という単なる事実から重大な損害の存在を結論することは不可能である。したがって、3月声明は、輸入の増加によって重大な損害が発生したということを立証しておらず、米国はATC6条2項に違反している。(para. 7.46)

iii. 損害の原因国の特定

この点について、重大な損害および因果関係に関する分析の問題点は意味を有する。特定にあたっては、他の輸出国との比較が必要であるが、そのような比較はなされていない。

また、措置の対象となった他の5カ国とは二国間協定を締結したが、調査期間の実績の478%も増加した数量輸入を認めている。そのような協定を結びながら、同時にコストリカの22%の輸入増加が重大な損害を発生させていると主張することはできない。したがって、米国は、ATC6条4項に違反した。(paras. 7.50-51)

3. 重大な損害の現実のおそれ

「重大な損害」は、すでに損害が発生していることを、「重大な損害のおそれ」は、措置を採らなければ近い将来に損害が発生することが確実であることを立証しなければならない。しかし、3月声明には将来の予測についての言及はない。3月声明とともに手渡された外交書簡に損害のおそれへの言及があったとしても、3月声明に予測に関する分析がないため、3月声明が損害のおそれを立証しているとする米国の主張には同意できない。

(paras. 7.55)

4. その他の主張

i. ATC6条6項(d)：この規定は、再輸入に対して有利な待遇を与えるべきことを規定しているが、輸入国は、有利な待遇が協議の際に拒否されたか否か、導入した措置に関する協議で提供されることが予見されるか否かにかかわらず、より有利な待遇を与える義務を負う。ATC6条6項は、数量規制の水準が現実の水準を下回ってはならないことを規定しているが、数量についての有利な待遇は一つの選択肢に過ぎず、期間の短縮という手段もありうる。しかし、6条8項の合意がない場合に認められる6条10項（最低水準の規定がない）に基づく規制は、“the” restraintとして6条8項に結び付けられている。そして10項の措置に最低水準が要求されなければ、当事国の権利のバランスと協議の利益が損なわれる。米国の規制は、6条8項に規定された最低水準の数量であり、有利な待遇を与えておらず、6条6項(d)に違反する。(paras. 7.57-59)

ii. 協議義務：コスタリカは、米国が「重大な損害のおそれ」を基礎とする協議を行わなかったことが6条7項違反であると主張しているが、本件では重大な損害のおそれの問題として扱わないことを決定しているので、協議が「重大な損害」または「そのおそれ」のいずれに基づいて行われたのかを決定する必要はない。(paras. 7.60-61)

iii. 規制措置適用の期日：ATC 6 条 10 項は、60 日の協議期間の後 30 日以内に規制の実施を認めているが、遡及的適用を認めた MF A 3 条 5 項(i)とは異なり、起算点について何らの規定も有していない。ここでの問題は、このことが MFA で認められていた慣行を禁止するものか否か、もしそうならば、ATC の下での適切な起算点はいつかである。

ATC に規定がないので、1994 年の GATT の規定を検討する。1994 年の GATT 10 条 2 項は、一般的に適用される措置は、公式に発表される以前に適用してはならないと規定している。同条 1 項は、「一般的適用」の文言に「行政的決定」を含めている。本件輸入規制は、行政命令であり、一般的に適用される措置と考えられ、また特定国を対象とする措置であっても、特定の企業や特定の貨物に適用されるものでなければ一般的に適用される措置といえる。

チリ産りんごパネルでは、発表の時にすでに数量を充たしてしまう「事後的数量規制 (back dated quotas)」が GATT13 条 3 項(b)および(c)に違反するとされた。本件措置に関して、米国は、1995 年 3 月 27 日に協議を要請した後、4 月 21 日に規制期間と規制水準を官報で公表し、6 月 23 日に実施しているのでこの事後的数量規制には該当しない。これを否定するなら、駆け込み輸入を認め、措置の目的を阻害する。前述のように、ATC の下では、協議要請の日を起算点と認める MFA の慣行を維持し得ず、そこでの起算点は、措置を公表したときである。米国の措置は、4 月 21 日に公表されたので、それ以降を起算点とすれば 1994 年の GATT または ATC に違反しないが、3 月 27 日を起算点としているので、1994 年の GATT 10 条 2 項、したがって ATC 6 条 10 項に違反する。(paras. 7. 62-69)

iv. ATC 2 条 4 項：米国の措置が 6 条に違反している以上、2 条 4 項にも違反する。(para. 7. 71)

v. ATC 8 条：コスタリカは、米国が TMB の勧告に従わず、ATC 8 条に違反すると主張しているが、TMB の勧告に基づいて米国が負うのは協議義務だけであり、したがって、米国は ATC 8 条に違反していない。(paras. 7. 72-74)

5. 勧告

コスタリカは、米国の措置が ATC の下での義務に違反する場合、その撤回を勧告するよ

う求め、米国は、DSU 19 条 1 項によってそのような勧告は禁じられていると主張した。

DSU 19 条 1 項は、義務違反があった場合は、その措置を義務に合致させるよう勧告すべきこと、それに加えて、パネルは、勧告の実施方法を提案できるとしている。

本パネルは、米国の措置が米国の ATC に基づく義務に違反しているとの結論に達しており、したがって、紛争処理機関は、米国に対して、その措置を米国の義務に合致させることを求めるよう勧告する。さらに本パネルは、米国が当該規制措置の即時の撤廃によって、ATC に基づく米国の義務に合致させることを提案する。(paras. 8.1-3)

B 上級委員会報告

1. 争点および両国の主張

コスタリカは、パネルが米国の措置の適法な起算点を 4 月 21 日としたことを不満として上訴した。その主張は、次のとおりである。①一般協定 13 条 3 項(b)は、措置の公表を求めているが、米国の 4 月 21 日の発表は、単なる可能性に過ぎず、その要件を充たしていない(チリ産りんごパネル報告の解釈)。②遡及的措置を規定しない ATC 6 条は、一般協定 10 条 2 項に優越する。③措置の遡及的適用を認めると、60 日の協議期間の後、30 日以内の措置の実施という要件を回避することを認める結果になる。④MFA3 条 5 項(i)や反ダンピング協定や相殺関税協定では遡及的適用を認める規定があるが、ATC にはなく、起草者が遡及的適用を認める意思があったなら、明確に規定したはずである。⑤協議要請による駆け込み輸入に関しては、例外的な場合にのみ発生しうるものであり、本来 ATC 6 条 11 項(暫定措置)で処理すべき問題である。⑥経過的セーフガード措置の高度に例外的な性格をパネルは考慮していない。

米国は、パネル報告の議論を支持した上で、次のように主張した。①駆け込み輸入に関するコスタリカの主張は事実に関する判断であって、上級委員会の管轄の範囲外である。② ATC と反ダンピング協定や相殺関税協定は異なる協定であり、また MFA の規定については ATC の交渉において議論されておらず、関連性を有しない。③一般協定 13 条 3 項(b)は、措置の公表後の変更や協議が失敗に終わった場合に実施するなどという条件をつけることを禁止していない。

この手続きには、インドが第三国として参加している。インドは、コスタリカの主張を全面的に支持した。

2. 報告要旨

ここでの問題は、パネル報告が規制措置の遡及的適用を認めた部分だけであり、ATC 6 条 10 項は、経過的セーフガードの遡及的適用を認めるか否か、一般協定 13 条 3 項(b)は、ATC 6 条の経過的セーフガードにも適用されるか否か、そして一般協定 10 条 2 項は ATC6 条の経過的セーフガードに適用されるか否かである。

(1) 遡及的適用の可否

ATC 6 条 10 項の解釈：「適用する」とは、通常の意味では、政府の措置を実施することである。6 条 10 項の文言の下では、60 日の協議期間の後、協議が失敗に終わった場合、その後続く 30 日の期間内にのみ規制措置を適用することができる。したがって、別段の定めがない限り、そのような措置は、将来的にのみ適用しうるものである。(pp. 12-13)
ATC 6 条 10 項の文脈：6 条 1 項は、経過的セーフガード措置は、可能な限り限定的に、また統合の過程の効果的实施に反しない範囲で適用されなければならないと規定している。

6 条 10 項が遡及的適用を認めているとすると、MFA 体制の下での慣行に逆行することを促進するようと思われる。また、遡及的適用を認めることは、協議の意味を減少させることになる。協議は、単なる形式ではなく、適正手続きに基づく機会である。さらに、6 条 7 項には、propose という言葉が繰り返し用いられている。これは、将来、協議の後に規制が適用されるべきことを意味する。また、MFA 3 条 5 項(i)とは異なって遡及的適用に言及していないことは、遡及的適用がもはや許容されないという見解を一層強く支持する。(pp. 13-16)

(2) 駆け込み輸入の問題

協議要請の発表によって駆け込み輸入が生じることは、ありうることである。しかし、それを防止するための方法として遡及的適用を認めることが必要とする米国の主張は、とりえない。そのような場合は、6 条 11 項の暫定措置で対応すべきである。暫定措置は、協議を経ずして適用しうるものであるから、6 条 10 項および 11 項の要件を充たせば、協議開始後に適用できる。(pp. 16-18)

(3) 一般協定 13 条 3 項(b)の適用可能性

以上のように、ATC 6 条 10 項が遡及的適用を禁止している以上、一般協定 13 条 3 項(b)の適用可能性を議論する必要はない。

(4) 一般協定 10 条 2 項の適用可能性

米国の措置が一般的に適用される措置に該当するというパネルの判断を支持する。この規定は、政府の措置の完全な公開を促進するもので、利害関係者に真正な情報を得る合理的な機会を与えるものである。一般協定 10 条 2 項は、セーフガード措置の遡及的適用に言及していないが、透明性や適正手続きにとって将来的効果は、重要な関連を有する。別段の定めがない限り、事前の公表は不可欠の要件である。

【解説】

周知のとおり、繊維貿易分野は、長年にわたって国際繊維取極め（MFA）に基づく特別なセーフガード制度の下に置かれ、セーフガード措置の選択的適用や二国間協定による数量規制が認められてきた。ウルグアイ・ラウンドで合意された繊維協定は、繊維貿易を WTO 協定発効後 10 年間で 1994 年の GATT に統合することを規定している（2 条 8 項（c））。本件では、繊維協定に基づく最初の事例であり、統合までの経過期間中に認められた経過的セーフガード措置の適用の可否が争われた。

繊維協定 6 条に規定された経過的セーフガード措置は、特定国を対象として発動できるという点を除いて、基本的には 1994 年の GATT で規定されるセーフガード措置と同様である。つまり、発動に際しては、特定の製品の輸入の増加によって同種または競合する製品を生産する国内産業に重大な損害を与え、またはその現実のおそれがあることを証明しなければならない（6 条 2 項）。また、当該輸入が特定の加盟国からのものであることを特定する必要があり、措置は個々の加盟国に対して発動される（同条 4 項）。

本件では、この経過的セーフガード措置発動の要件を一通り検討しているが、その中でも重要な点は、審査基準、「重大な損害」の立証責任、そしてセーフガード措置の遡及的適用の問題である。

パネルは、DSU11 条に規定された「客観的評価」の意味を、国内調査当局の判断が、すべての関連事実を検討し、それらの事実によって決定が導かれたことを適切に説明しているか否かを検討することであるとした。そして、従来から反ダンピングや補助金相殺関税に関するパネルが判断してきたように、新たな（de novo）審査を行わないことを明確にした。これは、最終的な判断は、国内の調査当局がすべきものであるとの前提に、調査当局が判断の基礎にした資料等が結論の合理的根拠となりうるか、また結論が導き

出された過程が合理的に説明されているか、という点に限定するものである。

本件パネル報告は、米国 CITA の決定について、3 月声明を基礎資料として検討しているが、少数の企業の陳述に基づくものや 7 月声明との矛盾、さらに説明もなく結論を導いている等の理由で 3 月声明の信頼性に疑問を提示し、また輸入増加と損害の因果関係が立証されていないとの結論に達した。しかし、パネルは、3 月声明のすべての項目について経済指標自体もしくはその分析が不適切であると指摘しながら、ATC6 条 3 項で規定された指標が決定的な判断基準とならないことを理由に、法的判断を回避した。

こうして問題は、立証責任にかかわる問題となる。立証責任についてパネルは、例外措置を適用する国が立証責任を負うとしている。この場合米国が立証責任を負うことになるが、「「重大な損害」が立証されたかについて疑問が生じる」(para. 7.45) 以上、米国は、立証責任を果たしたとはいえないのではなかろうか。国内調査当局が判断の基礎とした資料が信頼性がない場合であっても判断できないとすれば、どのような場合に「重大な損害」の存在が否定されるのであろうか。

6 条 3 項で列挙された経済指標が決定的なものでないとしても、検討された経済指標のすべてが問題を抱えている場合にも「重大な損害」の存在を肯定しうるとするのは疑問である。逆に、すべての経済指標が「重大な損害」の存在を示すものであっても、たとえば、産業調整が円滑に進み、他の産業へ転換している過程であれば、「重大な損害」の存在を否定できるであろう。6 条 1 項で「可能な限り限定的に適用されるべきである」と規定されていることから、「決定的な判断の基準となるものではない」という規定は、このような場合に意味を持つと考えるのが繊維協定の目的に合致する解釈であると思われる。

米国が先例として主張した毛皮フェルト帽子事件において、作業部会報告は、米国が「重大な損害の存在を完全に立証する義務はない」として、厳格な立証責任を認めず、一定の有害な影響の立証で足りるとした。そして、米国の決定の基礎となった資料から、輸入の増加によって国内産業の状況が一定の有害な影響を受けていると見ることは不合理ではない、と述べている。ここでは少なくとも、資料の信頼性に疑問は提示されていない。これに対して、本件パネルは、例外措置の発動国の立証責任を明確に認め、資料の信頼性を疑ったにもかかわらず、判断を回避したことは、その問題性を浮き立たせるものであろう。

次に、セーフガード措置の遡及的適用の問題である。MFA は 3 条 5 項 (i) でセーフガー

ド措置の遡及的適用(輸出国が協議要請を受領した日からの措置の適用)を認めていたのに対して、繊維協定ではそのような規定はない。そのためパネルは、規定がない以上、MFA の慣行は維持しえないとして、1994 年の GATT10 条 2 項に基づいて検討した。1994 年の GATT10 条 2 項は、輸入に対する措置を正式の公表前に実施することを禁止している。本件で米国は、協議を要請した 3 月 27 日を起点として措置を実施したが、当該セーフガード措置の制限の水準と期間を公表したのは 4 月 21 日であった。したがって、パネルは、米国が措置を実施できるのは 4 月 21 日以降であるとして、当該措置の違法性を認定したのである。

コスタリカは、この点を不満として上級委員会に上訴した。

上級委員会は、この問題を ATC6 条 10 項の問題として検討した。6 条 10 項は、60 日間の協議の後、当事国間で合意が成立しない場合、その後 30 日以内に規制を適用できることを規定している。上級委員会は、当事国間で合意が成立しない場合のセーフガード措置は、この 30 日間に限って適用でき、別段の規定がない限り、将来に向かってのみ適用しうると解釈した。これは、MFA で明記されていたものが ATC では削除されたこと、ATC6 条 1 項が可能な限り限定的かつ統合過程を阻害しない範囲で適用されるべきことを規定していることを理由とする。上級委員会の判断に従えば、その他の要件を満たした場合、米国が実施できるのは、6 月 23 日を起点とする措置ということになる。

上述のように、本件は WTO 設立後、繊維協定の下で争われた最初の事例である。ある意味では、繊維貿易の GATT への統合が規定どおり順調に進むかを占うものであった。「重大な損害」についての判断を除けば、パネル報告および上級委員会報告でコスタリカの主張は全面的に認められた。両報告とも、統合に向けた協定、あるいは経過期間中の例外規定という繊維協定や経過的セーフガードの規定の性格を重視し、それぞれの規定をかなり限定的に解釈している。また、ほぼ全面敗訴といえる米国が上級委員会に上訴せず、コスタリカが上訴したという点も興味深い。

米国 CITA での検討は、必ずしも厳密な経済指標の分析がなく、政治的判断に左右され

やすいため、本件の結果に対して米国担当者の反応はそれほど厳しいものではないとのことである(通産省によるインタビュー)。米国がこの事例を教訓として審査手続を整備し、詳細な資料の分析に基づく決定が下されるようになると、審査基準との関係で経過的セーフガード措置の適法性が容認されるケースが増加する可能性も残されている。

したがって、経過的セーフガード措置の運用に関しては、今後の米国の対応を見守る必要がある。

【参考文献】

“Report on the Withdrawal by the United States of a Tariff Concession Under Article XIX of the General Agreement on Tariffs and Trade” (Fur Felt Hat Case), GATT/CP/106.

Terence P. Stewart ed., The Uruguay Round: A Negotiating History(1986-1992), Vol. 1, 1993.

N. Blokker, International Regulation of World Trade in Textiles, 1989.

間宮 勇 「国際繊維貿易の法的規制－市場攪乱と緊急輸入制限措置－」法律論叢第 63 巻第 4・5 号 1991 年

「米国の毛皮フェルト帽子へのエスケープクローズ」『ガットの紛争処理に関する調査 調査報告書』公正貿易センター 平成 3 年

(間宮 勇)